

令和元年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

令和元年9月13日（金曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第58号 工事請負契約の一部変更について
- 第 2 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第60号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の制定について
- 第 4 議案第61号 美郷町印鑑条例の全部改正について
- 第 5 議案第62号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第63号 美郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第64号 美郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 8 議案第66号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第67号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第10 議案第68号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第11 議案第69号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第12 議案第70号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第13 議案第71号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 第14 議案第72号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
- 第15 議案第73号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

議案審議（委員長報告～討論～表決）

- 第16 認定第 1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定について
- 第17 認定第 2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第18 認定第 3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第19 認定第 4号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第20 認定第 5号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第21 認定第 6号 平成30年度美郷町水道事業会計決算認定について

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第22 陳情第30号 秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください
- 第23 陳情第38号 町議会として、秋田市新屋地区への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情
- 第24 陳情第35号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 第25 陳情第37号 「令和元年10月1日の消費税10%引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情書

追加議案審議

- 追加日程第1 発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第7号 森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第8号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第9号 秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議について
- 追加日程第5 議員派遣について
- 追加日程第6 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております、日程表により行います。

（午前10時00分）

○議長（澁谷俊二君） 4番、内田清文君。

○4番（内田清文君） 昨日の一般質問における字句の訂正を、お願いします。

まず、通告書1ページ目から2ページ目にかけての「上程」を全て「提案」に、そして2ページ目後半の「放課後児童クラブに手をかけた」を「放課後児童クラブにまで及んだ」としたいと思います。おわびして訂正いたします。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第58号 工事請負契約の一部変更についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第60号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の制定についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） この条例につきましても国の指針といたしますか、指導によるものだと思いますけれども、10月からの消費税、税率アップに伴いまして、国のほうで子育て、教育等に予算を向けるという話がされておまして、私どもも、そういうイメージで思っておったんですけれども、実際、この25ページの表によりますと、所得階層で負担が発生するというようになっております。ざっくりした説明でいいですけれども、この表の上段の副食費とそれから下の給食費で、実際の給食費の納入額が幾らぐらいになるんでしょうか、ということについてお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。

今回設定をさせていただきました副食費、主食費でございます。基本的には、国のほうで今回10月1日からの制度改正で、有料化という形で明文化されたのは副食費の部分でございますが、美郷町におきましては主食費についても提供しておりますので、その料金を定めたというものでございます。

実際の食材費との関連でございます。主食費に関しましては、国においては公定価格というのを一応示しております、これは保護者負担ですけれども、考え方としましては、月額3,000円というものを示しております。ですが、実際、美郷町で提供しております主食費は基本はご飯、それ以外は時々麺類ということでございまして、1食平均しますと20円というものでございます。それを今回の条例の1食分と、それから標準保育日数、標準教育日数に乗じた額を、条例で定めさせていただいたというものでございます。

副食費のほうでございますけれども、これも同様に、現在、我々食材として購入している部分ですけれども、1食につきまして225円というものでございます。これを標準教育日数、標準保育日数に乗じて、それぞれ額を定めたというものでございます。

国におきましては、今回1号認定と申しましたけれども、幼稚園です。幼稚園につきましては、主食費は保護者負担、副食費につきましては、これまでそれも保護者負担でございました。2号認定と申しております、保育です。保育の3歳以上のお子さんですけれども、この方々は副食費につきましては、措置費に含まれるということで保護者が負担がなく、主食費のみの負担でございました。ただ、いずれも今回無償化と、保育料、教育にかかわる費用そのものが無償化になりましたので、国としてはバランスをとるということで、副食費について2号認定については、今度から有料になるということの説明を受けてございます。長くなりましたけれども、そういった経緯で、定めさせていただいたものでございます。

それから、保護者負担の関係についても、この議案のときにも少しご説明をさせていただいておりますが、ゼロ円となっておりますのは、あらかじめ国のほうでその分は無償化と、副食費についても一部無償化でございます。低所得階層と申しておりますけれども、ゼロ円でございます。それ以外に料金が発生をするということでございますけれども、美郷町としましては国の制度、それから県と共同で行う10月1日からの副食費の補助制度、それを適用して、なおかつ残余がある場合については町独自でかさ上げで助成をいたしまして、現在、美郷町にお住まいのお子さんについては副食費、主食費とも負担をしていただかないことで、計画をしているところでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 15番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第61号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第61号 美郷町印鑑条例の全部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 美郷町印鑑条例の全部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第62号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） 第14条の中で、保証人を立てなければならない、というのを新たに加えるということですが、なかなか今保証人をつけるというのは難しい状況ではないかと思えます。この法律の改正、国のほうの改正でも、そういうのを緩和するために、保証人はつけなくてもいいとか、そういう改正ではなかったかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） ただいまの質問に、お答えします。

保証人の規定については、新しく設けたものではなく、これまでも本条例の第15条、新旧対照表の29ページのほうに載っておりますけれども、国の条例を引用する形で規定しておりまして、美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の第6条に手続の規定を設け、保証人の有無についてを記載しておりました。甚大な災害に遭われまして、災害見舞金を受け取る、あるいは被災者生活再建支援制度などのほかの制度を利用しても、なお資金不足のため、この災害援護資金の借入を余儀なくされた被災者に対しましては、今の改正によりまして、借入利率の低減あるいは償還方法の拡大、それから最終的には償還免除というところまでありますけれども、この規定などの緩和策が盛り込まれているところであります。ただ、町としましては、あくまでも貸付金の部分であることから、適切な償還管理が必要となるという観点に立ちまして、確実な返済方法を担保したいということで、引き続きこの保証人の規定を明記したものであります。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第63号 美郷町都市公園条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 美郷町都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第64号 美郷町水道事業給水条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第66号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、議案第67号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号 美郷町特定地区公園条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、議案第68号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第4号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、議案第69号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第70号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第71号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第72号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第14、議案第72号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第72号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第73号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第15、議案第73号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番(村田 薫君) 漏水は昨年が5件で、ことしは10件発生したと説明がありました。10件と

いうと配水及び給水費でどれぐらいの損失になるものか、またどれぐらいの量が漏れると修繕と
いうか、その対象になるものか説明をお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問に、お答えいたします。

町が管理する水道管は、美郷町全体で272キロメートルございます。除雪している道路の約60%
を占める距離になります。

漏水につきましては、深夜の配水量、配る水と書きますが、配水量のデータにて漏水が発生し
ているというのを確認しておりますが、場所の特定については非常に困難をきわめております。
住民の方から道路がぬれている、というようなご指摘で把握するような状況でありました。今年
度は調査会社を委託しまして、発見に努めまして、昨年度は住民の方からの指摘で5件でした
が、今年度は既に10件になっている、というのが現状でございます。

これによる損失、ロスでございますけれども、明確に金額については、ちょっと今把握してお
りませんが、昨年度有収率、実際に配った水に対しての収入が76.5%でございました。したが
いまして、24%ほどがロスしているということで、これは消火栓からの放水あるいは漏水とい
うこととなりますので、ほとんどが漏水であろうというふうに思っております。今後も漏水調査につ
いては、進めてまいりたいと思っております。漏水を発見した場合は、直ることはございませ
んので、即座に直すことをしておりますので、今回の補正では、1件当たり50万円ほどで、2件分
を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 12番、よろしいですか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 管の寿命のことだと思うんですけれども、大体何年ぐらいを、寿命と見て
いるものでしょうか。また当町では、寿命を迎えている管は、大体何%ぐらい町内で占められて
いるものか、また今後の交換計画についてお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昭和50年度ごろから、配水管がありまして、現在に至っておりますけれども、管の寿命につ
きましては、まず40年が基準とされているところであります。当時使われておりました、管の硬質
塩ビ管が40年程度となっております、順次更新を計画しております。現在は黒沢地区の管の更
新を計画しております、来年度から実施したいと思っております。その他の地区につきま
しても、順次計画的に、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第73号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第73号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎認定第1号から認定第6号までの委員長報告、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの6件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この議案の審査方を、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、熊谷隆一君、登壇願います。

(決算特別委員会委員長 熊谷隆一君 登壇)

○決算特別委員長(熊谷隆一君) 委員長報告をいたします。

9月4日の本会議におきまして、当委員会に審査を付託されました、認定第1号から認定第6号までの審査経過と結果を、ご報告いたします。

9月9日午前10時より委員13名全員が出席し、一般会計及び特別会計、水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

初めに、認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定についてですが、審査では、歳入の審査において、歳入全体で一般財源として、収入された額や割合について、町税のうち固定資産税で、所有者不明による未徴収の有無について、質疑がありました。また、大台野グラウンドゴルフ・マレットゴルフ場使用料の減少理由や中央ふれあい館使用料の徴収区分、ごみ処理手数料が収入未済となっている理由についての質疑や、広報みさとの広告料収入において、掲載の基準や考え方の質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

歳出の審査のうち、総務費では、人事評価研修や市町村職員海外研修の対象者について、起業者総合支援事業補助金の対象者の業種、生活バス路線等維持費補助金の算定と赤字状況、活力ある地域づくり事業費補助金の実績概要について質疑があり、所要の説明を受けました。

民生費では、生活支援活動委託料の活動実績、認知症カフェの開催回数や参加人数について、子供の虐待への対策や対応に質疑があり、所要の説明を受けました。

農林水産業費では、林業トップランナー養成研修補助金の補助内容と研修効果、農業経営等復旧・再開支援対策事業補助金の増加理由、緑の募金協力団体助成金について、アクティセンター管理委託において、処理能力と今後の稼働見込み、輸出拡大支援事業費補助金、営農継続支援事業補助金の実績内容、有害鳥獣の捕獲方法についての質疑があり、所要の説明を受けました。

商工費では、あきた美郷づくり株式会社への出資金と旧会社3社の株購入について、観光と物産振興に関する調査分析等業務委託における、調査内容についての質疑があり、所要の説明を受けました。

土木費では、国道13号4車線化整備期成同盟会の活動状況や公園管理業務での支払い遅延の案件に係るチェック体制について質疑があり、所要の説明を受けました。

教育費では、就学援助費の支払い時期、英語教育指導助手賃金と外国語指導助手派遣業務の内容と英語教育体制について、学校支援員の支援状況と充足ぐあい、コンピューターの活用状況についての質疑があり、所要の説明を受けました。

議会費、衛生費、労働費、消防費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費についての質疑はありませんでした。

質疑終了後、認定第1号について討論を行ったところ、反対討論がありました。

起立による採決を行った結果、賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、審査では、国民健康保険税の滞納状況と資格証明書の発行者数、不納欠損の状況、申請減免の状況、国民健康保険事業基金について質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、認定第2号について討論を行いました。討論はありませんでした。

起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について、及び認定第5号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、いずれにおいても質疑、討論はありませんでした。

それぞれ起立による採決を行った結果、認定第3号及び認定第4号は委員全員賛成で、認定第5号については賛成多数で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号 平成30年度美郷町水道事業会計決算認定についてですが、審査では、水道料金統一後の収支の状況、企業会計へ移行して2年目における課題などについて質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、認定第6号について討論を行いました。討論はありませんでした。

起立による採決を行った結果、委員全員賛成で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） お諮りします。ただいまの報告については、会議規則第43条により質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、認定第1号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）5番、反対討論ですか。（「はい」の声あり）まず、委員長報告に、反対者の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

平成30年度予算において、社会保障を削減し、公的サービスの産業化を進める国の地方財政計画に基づいた予算であり、長寿祝い金の減額や金婚式の見直しなどにも反対を表明してきましたが、それらが執行されたものであり、賛成できません。

また、監査委員より、会計処理で不適切な事務処理が一部において見られたため、チェック機能のさらなる強化と確認作業の再度の徹底を期するという審査意見が、昨年度に引き出されているものです。

以上のことから、本決算認定には反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「8番」の声あり）賛成討論ですか。（「はい」の声あり）次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細井邦男君、登壇願います。

（8番 細井邦男君 登壇）

○8番（細井邦男君） 認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定において、賛成の立場からの討論をいたします。

平成30年度は、普通交付税の一本算定に伴う歳入、前年度比1.8%、9,424万円の減額などに対応しながら、第2次美郷町総合計画に沿った、各般の取り組みが着実に進められております。

総合計画の後期に入った30年度は、豊かさ、快適、活力、交流、4つの基本理念の実現を一層推進するため、みさとリーディングプロジェクトの中で、さまざまな事業が行われています。緊急告知FMラジオの全世帯配布が完了し、防災対策の強化が図られたほか、タイ王国ノンタブリー県の中学生と美郷中学校生徒の相互訪問交流の実施などは、国際感覚を育む貴重な体験であります。また、タイ王国バドミントンナショナルチームの合宿が行われましたが、小中学生や町民との交流が図られ、またその文化を知ることができました。また、町内初のサイクルロードレース、美郷ラベンダーカップを開催し、自転車の町美郷を内外に発信、PRしています。これらはひとつづくりの視点を踏まえ、産業振興や地域振興に係る、交流促進に資する取り組みであり、一定の成果を達成し評価すべき内容であったと考えます。

こうした中で、町債については、過疎対策事業債と合併特例債の適切な選択とともに、プライマリーバランスに留意し、起債額が償還額を上回らないよう配慮されるなど、財政健全化に向けた取り組みも継続しており、経常収支比率が84.6%と良好な水準で維持されていることは、大いに評価すべきものと考えます。そして、後年度の予算編成や行政執行に、生かされるものと期待するものであります。

以上、賛成の立場での討論を終わります。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者13名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数です。よって、認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第2号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第4号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成30年度美郷町農業集落排

水事業特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第5号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第5号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第5号について、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者13名)

○議長(澁谷俊二君) 起立多数です。よって、認定第5号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、認定第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

認定第6号 平成30年度美郷町水道事業会計決算認定について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成30年度美郷町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決しました。

◎陳情第30号、陳情第38号、陳情第35号、陳情第37号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第22、陳情第30号、日程第23、陳情第38号、日程第24、陳情第35号、日程第25、陳情第37号の4件を一括して、議題といたします。

この陳情の審査方を、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長、細井邦男君、登壇願います。

(総務常任委員会委員長 細井邦男君 登壇)

○総務常任委員長(細井邦男君) 3月1日の第2回定例会の本会議において、当委員会に審査を付託され継続審査となっております、陳情第30号 秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してくださいの審査経過と結果を、ご報告申し上げます。

9月6日、委員5名出席のもと、当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

審査では、県と秋田市に対する再調査の説明でも、政府の「新屋ありき」という姿勢は変わらない。一旦配備されると長年続くので、新屋地区だけではなく、県民の安全という点からも採択すべきだ。3月定例会から2回継続審査としているが、今回も継続というのはあり得ない、態度表明すべきだ。という意見や、政府の配備計画そのものに反対するものではないが、参議院選挙の結果やその他の状況、県民感情からすれば、採択もやぶさかではない。という意見、防衛省が再調査することでもあり、県議会、秋田市議会の判断を、待ってから決めたほうがよい。また新屋演習場が最適なのか、そもそもイージス・アショアが必要なのか、今でも判断しかねる。もっと世論を聞きたいし、国とのやりとりも聞きたい。などの意見が出されました。

採決したところ、採択すべきもの2人、継続審査とすべきもの2人でありました。採択、継続審査が同数となったため、美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が「採択すべきもの」と決しましたので、ご報告いたします。

続いて、9月3日の第7回定例会の本会議において、当委員会に審査を付託されました、陳情第35号、陳情第37号及び陳情第38号の審査経過と結果を、ご報告申し上げます。

同じく9月6日、委員5名出席のもと、当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

陳情第35号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の審査では、沖縄県民を先住民族だと考えたこともないし、認めることもできない。差別にもつながることなので採択すべきだ。国連委員会の勧告は、沖縄県民を侮辱するようなものなので、ぜひ採択すべきだ。という意見や、事実関係も含めて、調査してから判断したい。国連委員会が勧告したことも含めて、内容がよくわからないので、継続審査とすべきだ。などの意見が出されました。

採決したところ、採択すべきもの2人、継続審査とすべきもの2人で、採択、継続審査が同数となったため、美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が「採択すべきもの」と決しました。

次に、陳情第37号 「令和元年10月1日の消費税10%引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情書の審査では、商店や事業所の売り上げは落ち込んでおり、景気の回復感は感じられず、生活は苦しいままだ。今後の米中貿易摩擦の影響も考えると採択すべきだ。という意見や、軽減税率やポイント還元制を、取り入れた点は気になるが、国の財政の現状を考えると増税は、やむを得ない。増税分の使い道は決まっており、施行まで1カ月を切っている。前回同様、不採択すべきだ。などの意見が出されました。

採決したところ、採択すべきもの1人、不採択すべきもの3人で、「不採択すべきもの」と決しました。

陳情第38号 町議会として、秋田市新屋地区への地上イージス配備反対の意思表示を求める陳情ですが、陳情第30号と同一趣旨の陳情であり、「みなし採択」といたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して、質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 陳情第30号について、お聞きしたいと思います。

ただいまの報告の中にもありましたけれども、確認の意味で改めてお聞きします。採択2名、継続2名、そして委員長採決で、採択すべきものと決しました。これは現在9月定例会中でもあり、県議会あるいは市議会でも、まだ結論が出ていないわけでありましてけれども、委員長が継続審査の選択肢を選ばず、採択すべきものと決したのは、どのようなお考えのもとなのでしょうか。もしよかったら、お聞きしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 細井委員長。

○総務常任委員長（細井邦男君） お答えします。3月1日に当委員会に付託された、この陳情第30号については、社会的に関心が非常に高い案件であり、政府の防衛計画にもかかわることなので、委員会としても、特に慎重に審査をしてきたところであります。

ただいまのご質問に対してですが、委員会での、これまでの意見を全てテーブルに上げました。それで、陳情に対して反対の意見がなかったこと、また今回の採決で採択すべきものとする数がふえたこと、またこの陳情第30号と同一趣旨の陳情が、県内24市町村に対して提出されたことを踏まえて、委員会として、議会の付託に対して答えを出すときであると判断して、委員長採決いたしました。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 9番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております案件中、陳情第30号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第30号 秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してくださいを、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第30号について、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

(賛成者14名)

○議長(澁谷俊二君) 起立全員です。よって、陳情第30号 秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください、委員長の報告のとおり採択することに、決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第38号 町議会として、秋田市新屋地区への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情について、申し上げます。

すでに同じ内容の陳情が、採択とされておりますので、陳情第38号は採択されたものとみなします。

ただいま議題となっております案件中、陳情第35号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第35号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第35号について、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者14名)

○議長(澁谷俊二君) 起立全員です。よって、陳情第35号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第37号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第37号 「令和元年10月1日の消費税10%引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情書を、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第37号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者1名)

○議長(澁谷俊二君) 起立少数です。よって、陳情第37号 「令和元年10月1日の消費税10%引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情書は、不採択と決しました。

10分間休憩します。

(午前10時59分)

(午前11時07分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました、追加議事日程表のとおり案件が、提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに、決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時08分)

(午前11時09分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第6号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第1、発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提

出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第7号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第2、発議第7号 森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号 森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第3、発議第8号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第9号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第4、発議第9号 秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号 秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議については、原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第5、議員派遣についてを、議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに、決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第6、閉会中の継続審査及び継続調査についてを、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より審査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに、決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、今定例会に上程されました、議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第7回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時15分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和元年9月13日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 熊谷良夫

署名議員 伊藤福章